6　遺言執行者の権限

弁護士　長谷川 彰

Q6　遺言執行者の権限

先日、父が死亡しました。父の相続人は、母と子である私と弟の3人だけです。父は、「すべての預貯金を母と、私と、弟に3分の1ずつ相続させる」という遺言を残し、私を遺言執行者に指定していました。そこで、銀行に父名義の預金の払い戻しを求めたところ、銀行は、相続人全員の同意がなければ払い戻しに応じないと拒否しました。私が遺言執行者として単独で預金の払い戻しを行うことはできないのですか。

A6

遺言執行者であるあなたは、預金や貯金の払い戻しを請求することができます。

解説

本問のように、遺産の分割方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の1人または数人に承継させることを定めた遺言を特定財産承継遺言という。

預貯金債権についての特定財産承継遺言がされた場合において、遺言執行者は、預貯金の払い戻しの請求または当該預貯金にかかる契約の解約の申し入れをすることができる（新法1014条3項）。今回の相続法改正で、1014条3項を新設したのは、「預貯金を特定の相続人に相続させる」遺言で目的とされているのが、その実質において、「預貯金債権という債権を特定の相続人に帰属・承継させる」こととというよりは、むしろ「預貯金額を特定の相続人に与える」ことにあるから、預貯金を払い戻すことを遺言執行者の任務とし、この払い戻しによって得る金額を特定の相続人に与えれば足りると考えたことによるといわれている（潮見450頁）。

これに対し、預貯金以外の投資信託等の金融商品については、同条項は適用されないので、現行民法同様遺言執行者の権限がどこまで及ぶかは、当該遺言の解釈によって定まることになる。